

ジでの公表等一定の手続をとつていただきますが、その内容の一つ一つについて審査をするということはございません。

○逢坂委員 自治体の関係者からしてみると、これほど財政が厳しいと言っているのにそういうことで三千万円というのは、何かおかしいんじやないかなという声が出るんですが、この点については後でまた大臣にお伺いをしたいと思います。

次に、今度は、成果指標というものを幾つか準備されているわけです。これは本来、もし、先ほど言つたプロジェクトというものをよしというふうにした場合に、そういうプロジェクトをやつた結果こういうふうに変わったとか、ああいうふうに変わったとかといつて、また、それがよかつた悪かったと判断するのなら多少はまともなのかなという気もするんです。同じ年度にこの成果指標というものを並べて、これについては「一千二百億円程度の予算措置をしているということでありますけれども、この点について、政府参考人、成果指標というものは、現時点で、具体的にどう判断をするおつもりなんでしょうか。

○岡本政府参考人 現段階で、この「頑張る地方応援プログラム」に係ります交付税の支援措置として考えております指標は、行政改革の実績を示す指標あるいは製造品出荷額などなど、各地方団体で行われます魅力ある地方の実現に向けました。取り組みの成果を、ある意味では最大公約数的に反映する九つの成果指標を用いて、この成果指標が向上した地方団体に対して、その程度に応じて普通交付税の割り増し算定を行うということにいたしております。

今委員御指摘のように、全国千八百余の各団体におきまして、それぞれごとに地域の魅力を高めるさまざまな取り組みがなされているわけでございますので、交付税の算定に反映するということから、今、九つの成果指標を用いまして、全国的、客観的な統計指標を用いまして、その変化率あるいは絶対値といったものを勘案しながら算定をしようというものでございます。

○逢坂委員 今、それぞれの指標の絶対値、変化率という話がありましたけれども、それでは、変化率あるいは絶対値をつくることによつて、ある種、市町村の頑張り度合いにランキングのようなもののがつくのありますか。政府参考人、その辺、いかがですか。

○岡本政府参考人 今回も、頑張る応援プログラムにおきましては、地方の行革努力を反映するということを九つの指標のうちの一つにしておりましますが、十七年度からやつております行革のインセンティブ算定等が、そういう意味では、この一つの、今までやつてまいりましたケースになると思います。

例えば徴税率といつたものにつきまして、全国の現在の税の平均徴収率と比べまして高い低いありますとか、あるいは、過去三年間の税の徴収率の平均的な向上度と比べて、その団体がどの程度向上しているかといったようなことをその指標に反映するということをございます。

その考え方は、その団体において、徴収率の向上に努力をされているといったような場合、それをいろいろな地域振興等の努力に振り向ける、あるいは、その部分に機械化等のいろいろな一定の努力が要るであろう、そういう財政需要があるだろうということを想定しておるわけでございます。

そういう意味で、平均に比べてそれが多いか少ないかということは客観的数値としては出てまいりますが、そのことが直ちに、今委員がおつしやいましたようなランクイングをしているというものではないというふうに思つております。

○逢坂委員 何度も聞いてもよくわからないところもあるんですけども、もう一度政府参考人にお伺いをしたいんです。

このプログラムについて、全国の自治体とさまざま意見交換されているかというふうには思うんですが、全国の自治体からこれに対してどんな評価が来てますでしょうか。特に、プラス評価ではなくて、マイナス評価も含めて、その辺、御紹介をいたなければと思うんです。全くそれは意見交換をしていないということなのかどうか、それもあわせてお願ひします。

○岡本政府参考人 今回のプログラムにつきまして、それぞれ市町村長さんと懇談をして、こまで、このプログラムを公表して以来、いろいろな会合等で意見交換をさせていただいております。また、大臣を筆頭に、全国四十七都道府県におきまして、それぞれ市町村長さんと懇談をして、「頑張る地方応援プログラム」を中心とした議論をさせていただいております。

私が全部承知しているわけではございませんが、私が参加をさせていただいたそれらの懇談会、会議等で、いろいろ地方団体から、こういう点がわかりにくい等の御意見はございますが、今申し上げましたような考え方について御説明をいたしますとともに、やはり、交付税の算定において、従来の平均的な算定より、いわば頑張った度合いといったものをもう少し動態的に算定をしてほしいというような意見も多数いたしております。

○逢坂委員 そこで、大臣にお伺いしたいんですけれども、この制度について、実は交付税本来の趣旨とかけ離れたものではないか。本来、もしくはいうものをやるのであるならば、交付税ではなくて、補助金とか別の形なのではないか。

交付税というのは、もう駆け回りに説法でありますけれども、この制度について、実は交付税本来の趣旨とかけ離れたものではないか。本来、もしくはいうものをやるのであるならば、交付税ではなくて、補助金とか別の形なのではないか。

○菅国務大臣 今申し上げましたけれども、この義務的、基礎的な経費と、それと同時に、全国的に見て条件不利地域、こうした地域に対しての特別な財政需要だとか、これは十七年から始めていりますけれども、行革指標に基づいてのインセンティブなことについて、そうした政策課題についても交付税を、私はその考え方は一つあるというふうに思つていまして、今回は全国一律の政策的課題、そういうことで考えておりますので、私は、全くその交付税本来と異なることはないというふうに思います。

○逢坂委員 この点は、多分、幾ら議論をしても溝は埋まらないのだとと思うのですが、でも大臣がおつしやることを、もし百歩譲って、ただというふうにしたとしても、いわゆる地方がやるプロジェクト、ことし五百億円程度を用意したという、各市町村に三千万ずつ出すというこのプロジェクト、その中身の評価もしないし、出しさえすれば自動的に、基本的には一自治体三千万だというの、本当にこれは「頑張る地方応援プロ

グラム」の大臣のその趣旨に合うのでしょうか。

○菅国務大臣 頑張ろうということをその中で示すわけですから、私は全くおかしくないと思います。

○逢坂委員 そうではなくて、自治体はもうさまざまな取り組みをしている。それで、頑張るというよりも、とにかく地域を何とかしなければならないということで、日常的に不斷の取り組みをしているわけですよ。そこをあえて今回このプロジェクトとして提出をさせて、そして出したら黙つて三千万というのは、少しおかしいのではないかという気がするんです。しかも、これはどちらかというと中央集権的な発想なのではないかという気もするわけです。

大臣、それでもやはりこれは趣旨にかなっているというふうにお思いですか。

○菅国務大臣 そう言われば、これは当然かなつていると私は思つて、今回お願いをしておるわけです。

そもそも、それぞれの自治体が独自の施策を開することによって魅力ある地方に生まれ変わつてほしい、そういう思いが非常に強いことです。それと同時に、やはりこのプログラム以前からも、そうした政策課題についてこの交付税を配分していた、そういうことから考へても、私は、やはりそれぞれの方が、今一番大事なのは、そうしたやる気というんですか、それぞれの地方の抱えているさまざまなもの条件がありますけれども、そこで自分たちが取り組む、そういう姿勢というもとで、私自身の考へは、今そういう考え方の中でも必要だというふうに思つています。

○逢坂委員 この点は幾ら議論をしても埋まらないといふのは、先ほど私が言つたとおりだとは思ひます。

大臣 全国で、大臣がこれまでの経験の中で、ああ、こここの地域は頑張つてゐるなとか、ここはよくやつてゐるよとか、そういうようななところをどこか。先般、どこかで大臣は上勝町の話をされ

ていたかと思うんですけども、それ以外に大臣御自身が注目しているようなところはございますか。

○菅国務大臣 私は、岩手県の宮古市ですか、そこへ実は行つてきました。そこにどうしても行き

たかった理由というのは、そこの市長は、子育ての人口五万人以上の市だというんですね。時間のかかる、五時間半ぐらいかかるんです。そこで、ある製造業が携帯電話のノキアにさまざまな部品を供給している。よくこの議論の中で、道路がな

いからなかなか企業が誘致できないとかいろいろな意見、インフラを整備してくれというのがありますけれども、東京から五時間かかるところで

すから、そういう意味で、私は非常に興味がありまして、行つてきました。

例えは、子育て日本一ということを目指してい

るということでありましたけれども、それは、行政改革をこういう形でやる、そのお金についてはすべて子育てに入れるとか、非常に市民にとってわかりやすい仕組みだったんですね。あるいは、なぜその、非常に東京から遠いというんですけどね、道路も整備されていないところで、そうした製造業が成り立つているのか。直接お会いできなかつたんですけども、その社長さんは、東京から一番離れているから、余り外野に騒がれなくてゆつくりと仕事ができるからこそがいいんだ、

そういう発想のもとにそこを選んだということです。

○逢坂委員 それでは、次の話題に移りたいと思

うんですが、今の話は後でまた出てくるかとは思

います。

次に、お手元に資料を配らせていただきまし

た。私の名前を書いた資料」というものですが、これは平成十七年度のいわゆる自治体病院の損益

収支の状況でございます。これは地方公営企業決算統計、総務省がまとめている決算統計から資料をおつくりいたいたものであります。

これをみると、自治体病院、単年度の純損益、

これはすごい額ですね。何なんですか、これ、三百万ですか。利益を出しているところというのは必ずしもそんなに多くない。三分の一程度の病院が実は利益を出していないというような実態にあるわけあります。単年度の損益が一千四百億

だということあります。

あと、私自身、これは現地に行つてはいられないで、大変頑張つてゐるなというふうに思ひますと、大変頑張つてゐるなというふうに思ひます。やはりこそこも、その条件不利なことを逆手にとつて、牛肉をつくつたりあるいは海産物をつくつたりして、そこもやはり、お話を聞いてみます。

○逢坂委員 おとといの朝、私は北海道の根室管内にかけて羅臼という町におりました。朝八時から九時

すけれども、やはりそういうしつかりと頑張つて

いる皆さんからいろいろな話を聞かせていただ

いて、全国それぞれ条件が違うわけですから、そ

ういう魅力を生かし、特徴を生かしながら、全國

そういう形で頑張つていただければいいなどとい

うものですが、ホームページで公表するというこ

とですが、公表する理由は、政府参考人、何で

しょうか。

○久保政府参考人 私ども、出てきたプロジェクトについて、これがいいとか悪いとか、そういうふうなことを言うということは、もう先ほど来

ないということをございますけれども、公表して

住民の方々に承知をしていただきたい、こういうふうに思つて公表ということを申し上げております。

○逢坂委員 それでは、次の話題に移りたいと思

うんですが、今の話は後でまた出てくるかとは思

います。

次に、お手元に資料を配らせていただきまし

た。私の名前を書いた資料」というものですが、

の病院会計がこんな状況になつてているというの

は、これは相当ゆゆしき事態なのではないかと思

うわけですね。

大臣、この数値を見られてどのようにお感じで

しますか。特に、さらに、単年度では一千四百億ですが、累積の欠損だけがまた一つ上がるわ

けでありますね。これは相当なものだと思うんで

すけれども、大臣、いかがですか、これ。

○菅国務大臣 正直、私も横浜市議会議員をやつたときに、やはり市民病院をどういう形で維持

していくのか、実は大変悩んだところであります。

うのはある意味ではそこの中核拠点みたいになつていて、そういう方がだんだん多くなつてきて

いますから、そういう意味で、この赤字について

は、私はそれなりの赤字があるということは承知をしておりましたので、この対策というものは当然

考えなきやならないということを数年前から思つていたところであります。

そういう中で、集中改革プランによつて、定員管理だとか、あるいは給与の適正化だとか、あるいは経費の節減合理化だとか、あるいはまた経営形態ですね、効率化するために、他の医療機関との連携だとか機能分担、あるいは民営化だとか、独立行政法人の指定管理者制度の導入など、

こういう経営形態の見直しというのもこれは努力なきやならないというふうに思つてゐるところであります。

○逢坂委員 おとといの朝、私は北海道の根室管

内にかけて羅臼という町におりました。朝八時から九時

にかけて羅臼という町にいたんですけど、そこの羅臼の町長さんから、やはり羅臼の国保病院のことについて本当に切々と訴えられました。実は、羅

白に限らず、私の住んでいるニセコの近隣の町でもやはり同じように、一般会計の収支バランスよりも病院会計の膨大な赤字があるというような実態なわけですね。

今大臣、ではそれへの対策はどんなことをいうふうに聞きましたら、定員管理とか経営の効率化でありますとか独立行政法人化というような話をされましたか、もし仮に独立行政法人になると、ということになれば、それは確かに病院会計としての赤字はなくなるかも知れませんが、例えば過疎地だと辺境だと、人口がまばらにしかなれませんが、医療の切り捨てになるのではないかでしようか。

それともう一つ、やはり行政がやらなければならないのは、市場原理で考えてみたときには採算は合わないけれども、人が暮らし、生きていくためには、そこでどうしても医療が必要なんだ、そういうものに医療サービスをどう提供していくかという、民でできない分野をきちっとやっていくのが、実は政治や行政の仕事なのではないかと思うんですね。単に病院の赤字を独立行政法人や定員の削減などで減らしていくことでは、本当の意味の医療のサービスを考えた改革にはならないのではないかでしようか。いかがでしようか。

○菅国務大臣

それはそれぞれの地方自治体の形態によって変わってくるというふうに思います。しかし、私も、やはり過疎地だとそうした中ではなかなかそうしたことは難しいということを承知をいたしております。そういう意味では、やはり皆さんがそこで安心をして生活するための必要なものだというふうに考えておりますので、それについては当然、どこに住んでも安心をして一定水準のサービスを受けることのできるよう、そういう形に取り組むのが私どもの役割だというふうに私は思っています。

○逢坂委員 そういうことに取り組むのが菅総務大臣としての役割だというふうにおっしゃいました。私もまさにそういうふうに取り組んでいたいために、やはり税というものがあり、公権力を持っている行政というものの存在があるのだと思うのです。そのためには、何らかなければいけないと思うんです。そのためには、やはり税というものがあり、公権力を持っている行政というものの存在があるのだと思うのです。そのためには、何らかなければいけないと思うんです。そのためには、何らかなければいけないと思うんです。そのためには、何らかなければいけないと思うんです。

行政といふことではなくて、本来、自治体病院の状況がこれほど切迫をしているというようなところに対しても、厚生労働省とも協力しながら抜本的な

プログラム」ですか、ああいうところに財源を使つて、私は必要だというふうに思つていていますから、その上に、厚生労働省とともに連携しながら、行政といふことではなくて、本来、自治体病院の状況がこれほど切迫をしているというようなところに対しても、厚生労働省とも協力しながら抜本的な

プログラム」ですか、ああいうところに財源を使つて、私は必要だというふうに思つていていますから、その上に、厚生労働省とともに連携しながら、行政といふことではなくて、本来、自治体病院の状況がこれほど切迫をしているというようなところに対しても、厚生労働省とも協力しながら抜本的な

プログラム」ですか、ああいうところに財源を使つて、私は必要だというふうに思つていていますから、その上に、厚生労働省とともに連携しながら、行政といふことではなくて、本来、自治体病院の状況がこれほど切迫をしているというようなところに対しても、厚生労働省とも協力しながら抜本的な

○菅国務大臣

この問題、きょうは余り深入りはいたしませんけれども、今後、新しい自治体の財政再生法制が議論されるときに、必ず、病院会計の問題でありますとか、あるいは交通事業の問題でありますとか、そういうものが出てくることになります。

○逢坂委員

この問題、きょうは余り深入りはいたしませんけれども、今後、新しい自治体の財政再生法制が議論されるときに、必ず、病院会計の問題でありますとか、あるいは交通事業の問題でありますとか、そういうものが出てくることになります。

○菅国務大臣 私は、厚生労働省とも連携しながら、その病院について取り組んでいくのは、これは当然のことだと思います。しかし同時に、そこの地域がやはり活力あるものにならなければ若い人も住まないわけになりますし、そうしたことでも総務省にとって極めて大事なことであるといふうに思つていますので、私どもはそれはある意味では総体的に考える責任があるというふうに思ひます。

○逢坂委員 この問題、きょうは余り深入りはいたしませんけれども、今後、新しい自治体の財政再生法制が議論されるときに、必ず、病院会計の問題でありますとか、あるいは交通事業の問題でありますとか、そういうものが出てくることになります。

○菅国務大臣

それはそれ

か。

○菅国務大臣 基本的に、先ほど申し上げました

か。

○菅国務大臣 基本的に、先ほど申し上げました

か。

○菅国務大臣 基本的に、先ほど申し上げました

か。

○菅国務大臣 基本的に、先ほど申し上げました

か。

たな負担に対応いたしましたが、既存の負担と合わせて全体として収支相均衡するという措置をとるということが、まず基本的な財政措置であると思つております。

また、これを個別の各団体ごとに、その地方負担、標準的な団体でその当該施策に伴いまして発生するであろう標準的な負担額といったものを交付税の基準財政需要額に算入をいたしまして、これをこの交付税の算定の中におきまして算入をするということもまたもう一つの地方財政措置であると思つますが、この両方と一緒にやるものと、それぞれケースによつて違つて思ひます。

○逢坂委員 支援策を当然検討していくといふことではございましたので、きょうのところはこの議論はこの程度にしたいと思いますが、再生法制のときにもた議論をさせてください。

○逢坂委員 支援策を当然検討していくといふことではございましたので、きょうのところはこの議論はこの程度にしたいと思いますが、再生法制のときにもた議論をさせてください。

○逢坂委員 支援策を当然検討していくといふことではございましたので、きょうのところはこの議論はこの程度にしたいと思いますが、再生法制のときにもた議論をさせてください。

○菅国務大臣 私は、厚生労働省とも連携しながら、その病院について若干お伺いをいたしますが、私ども総務省にとって極めて大事なことであるといふうに思つていますので、私どもはそれはある意味では総体的に考える責任があるというふうに思ひます。

たな負担に対応いたしましたが、既存の負担と合わせて全体として収支相均衡するという措置をとるということが、まず基本的な財政措置であると思つております。

また、これを個別の各団体ごとに、その地方負担、標準的な団体でその当該施策に伴いまして発生するであろう標準的な負担額といったものを交付税の基準財政需要額に算入をいたしまして、これをこの交付税の算定の中におきまして算入をするということもまたもう一つの地方財政措置であると思つますが、この両方と一緒にやるものと、それぞれケースによつて違つて思ひます。

○逢坂委員 支援策を当然検討していくといふことではございましたので、きょうのところはこの議論はこの程度にしたいと思いますが、再生法制のときにもた議論をさせてください。

の数値があるかと言われば、多分それはない。

ただ、そういうものも含めまして、新しい古いは別にしまして、全体の国庫補助金、負担金に伴います地方の負担が幾らになるかということにつきましては、地方負担額を網羅的に調べております。ただ、それが、新がどうで旧がどうでどうふうに仕分けをしてある表があるかというお尋ねであったとすれば、それを仕分けしているものはながつたということだろうと思います。

ただ、例えば今委員御指摘の、十九年度でそういう新たな地方財政措置を各省との間でいろいろ議論させていただきながらやつてまいりましたるものというような議論の中で出ておりましたのは、例えば、少子化対策についてのお話でありますとか、農水省関係での水、土地関連の施策でありますとか、細かいケースは覚えておりませんが、そういうような施設について、十九年度、そういう新たな地方財政措置を講じたということでござります。

○逢坂委員 菅大臣、今の話を聞いて、何を言われているかというのは、大臣は御理解できると思いますが、一般の国民というのは理解できるでしょうか。私は、交付税が実はわかりにくくとかと言われる一つのもとは今のような点だと思いますが、一般的の国民といふのは理解できるでしょかね。私は、交付税が実はわかりにくくとかと言われる一つのもとは今のような点だと思いますが、一般的の国民といふのは理解できるでしょかね。もちろん、取り組みの初年度ですから、十分ではないという御答弁をされるのかもしれません、もし仮に十分ではないとするならば、今後どういう方策によつてこの交付税の予見可能性を高め、かつまた、わかりやすい仕組みにしていくのか、その辺の御見解をお聞かせください。

○菅国務大臣 私は、今回第一歩だと思つています。全体的には、地方分権改革推進法を昨年成立させさせていただきましたけれども、やはり国と地方の役割というのを明確に分担して、権限とか財源とか税源を地方に移譲する、その仕組みをやはり盛り込まれているのかといふところが、必ずしも今の話だけでは、もちろん短い時間ですから、つまりかではないといふような気がするわけですね。

ですから、今回、新型交付税というものを導入して、大臣がいつもおっしゃっているのは、人口、面積で交付税の予見可能性を高めるということと簡素化をするということをおっしゃっておられますね。

ですから、今回、新型交付税というものを導入して、大臣がいつもおっしゃっているのは、人口、面積で交付税の予見可能性を高めるということと簡素化をするということをおっしゃっておられますね。

○菅国務大臣 人口、面積を入れることで予見可能性と簡素化ではなくて、今政府参考人が説明したよ

うなところについて、自治体の現場では極めてないわけですね。

このあたり、大臣、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 私も委員と同じようなことをずっと言い続けてきました。地方自治体の財政当局からもそういう話を聞いていましたし、そういうことも私は指摘をし、できるだけ改善するように努力してきましたところであります。また、反論があるかも知れませんが、その一つとして私は新型交付税

と整理をしなければ、これは自治体の財政の悪化にさらに拍車をかけていくのではないかという気概するわけですね。

自治体の現場では、先ほどみじくも政府参考

人が、こどしは例えば少子化対策、例えば農水省

の土地、水、環境対策に地財対策を講じていると

いうふうに言っていますが、例えば古くは、戸籍の電算化のコストも地財対策を講じているとい

うような話を法務省から現場はされて、まあ電算

化しない、しなさいと言われた、ところが実際にどこにそんな金が入っているんですかといふよ

うな議論にやはりなるわけですね。だから、この

あたりをやはり明確にしていくことが交付税の信

頼性を高めていくということになるのではない

か、私はそんなふうに思つております。

そこで、資料をもう一枚用意いたしました。お

手元に資料の二といふのがございますが、「基準

財政需要額に占める「地方債元利償還金分の額」の

推移」です。要するに、基準財政需要額全体の

中で、地方の借金の元金利償還金、どれくらい

積算をしているかといふものであります。これは

総務省におつくりいたいたい資料ですが、平成九

年度から十八年度まで、基準財政需要額四十五兆

円に対しても、平成十八年度で大体七・七兆円ぐらい

とか税源を地方に移譲する、その仕組みをやはり

きちっとつくことによってこうしたことがはつ

きり進んでくるというふうに思いますし、今回の

新型交付税というのはその考え方の第一歩だとい

うふうに考えています。

○逢坂委員 私にはどうも第一歩には思えないの

です。きょうは時間がさほどありませんのでこの

点もこの程度にいたしますが、先ほど言いました

地財対策という言葉の陰にある不信感を自治体の

皆さんから払拭しない限りは、交付税制度とい

うものが、私は交付税は絶対必要なものだとは思つて

おりませんけれども、そのところをやはりきちん

いのだと、どう思われますか。

○岡本政府参考人 委員御指摘のように、この事

業費補正方式等によりまして交付税の基準財政需

要額に算入されております数字は、実質公債比率

でありますとか各種の指標の場合に、それぞれ私

どもも理解をし、各団体においても掌握されてい

る数字でございますので、その数値を、将来のい

わば財源の見通しが立つてあるものというような

形で、例えば将来の各団体の公債費の負担等を計

算する場合にそれを控除するといったようなやり

方をとつてあるものでございます。そういう意味

で、この交付税の事業費補正方式等につきまして

は、重要な数値であると思っております。

また、先ほどこれが順次ふえてるというお話

もございました。ただ、事業費補正方式等により

ましては、これがある意味では誘導性が強過ぎる

のではないかといふような議論等もございまし

て、この事業費補正の方式については見直せとい

うような強い方針が、これまでの累次の骨太等で

も出ているところでございまして、例えればわゆ

る箱物については対象外にするというような措置

を講じてまつてあるところでもございます。

○逢坂委員 大臣、私はここから将来の

ことを言つてゐるのではなくて、もう既に国がこ

れだけ地方に対して交付税の元利償還額をある種

保証しているということになるわけですね。将来

の議論は、まさに今政府参考人が言つたように、

この事業費補正方式というのいろいろ問題があ

るだろうといふには思うんですが、これに関

してはもう既にやられて、手形を打つてあるもの

でありますから、この額というものをしっかりと守

らなければ、地方財政の破綻のスピードというの

はより速くなるというふうに思うんですね。だか

ら、ぜひこの額は守つていただきたいというのが

一つ。

もう一つは、それではこの額を除いてしまつた

ら、実際に交付税の、いわゆる地方が本当に一般

財源として自由に使えるものというのとは極めて少

ないのだという認識を持たなければいけないと私

は思うんですね。この額で七兆七千億あるわけですね。実際に交付税の額というのは約十五兆ですから、だから、そこのことろを認識した上で先ほどの地方財政対策もきちんとやらなければ、何でもかんでも、年々、あれも見ました、これも見ましたというのでは、交付税の信頼度合いが高まらないと思うんですけれども、大臣、いかがですか。

私どもとしては、方向性としてはだんだん少なくする、廃止の方向に努めていくのは当然のことだというふうに思っていますし、都道府県を中心にはありますし、都道府県の考え方等もこれから参考にしながら、聞きながら対応していくたいというふうに思っています。

○逢坂委員 この部分はぜひ強く御認識をいただきたい。この元利償還額のところが狂ってしまうと、自治体は多分、財政はパンクです。

それで、次の問題で十ヶ、片丁付合件につけて

市町村合併、いろいろ進められて、約二千三百
あった市町村が今千八百程度になっていますが、
私、これも全国を回つていると、合併していろい
るとコストが下がつたよというところもあるのも
事実だろうと思いますけれども、そうでない負の
側面もあるうかというふうに思つています。今
後、この市町村合併について大臣はどのようにお
考えになつておりますか。

○菅国務大臣 三千二百から約千八百になりまし
た。将来的に、少子高齢化社会というものを考え
たときに、やはり私自身も一定規模の市町村のス
ケールというのは必要だというふうに思つております。これからもこの合併というのを進めていく
べきだというふうに考えてています。そしてまた、
このことによつて、三役だとかあるいは市町村議
員が二万一千人減少して、一千億円を超える効率
化というのも図られてきているというふうに思ひ
ます。

ただ、合併してまだ日も浅いわけありますから、全体としてのまとまりとか方向性というのはいずれにしろこれからだと思いますけれども、将来的なことを考えたら、この市町村合併ということは必要なことであるというふうに考えてます。
○逢坂委員 質疑時間が終わりましたので、これでやめさせていただきますが、先ほど大臣が地域の優良事例のようなことで例に出されました隱岐島の海士町、ああいうようなところでいうのは合併は可能だと思いますか。あるいはまた、先般大臣が例に出されました上勝町、人口二千人強、あいう地域もやはり合併をした方がよいのでしょうか。あるいは、全国に地域づくりの優良事例としてさまざま出ている市町村、必ずしも大規模なところではない。長野県の栄村なども、道普請やさまざまなことをやられていますが、極めて小さな村であります。
合併しようにもできないところや、合併しないでもやっていけるところというのは相当ある。こういう中で、さらに合併を進めて規模の拡大が必要だという発言をされましたか、私は、自治体の将来、これから多様性だというふうに思うのですが、大臣、そのことに対する御見解を聞いて質疑を終わりたいと思います。
○菅国務大臣 先ほど私が申し上げましたそうした市町村は、それなりに頑張っています。しかし、例えば、先ほど委員から話がありましたがけれども、病院の問題とかいろいろな問題を考えたときに、やはり私は一定規模の市町村というのは必要だというふうに考えてます。
○逢坂委員 以上で質疑を終わります。またよろしくお願ひいたします。
○佐藤委員長 次に、西村智奈美君。
○西村(智)委員 民主党の西村智奈美でございます。
さきほは、地方自治及び地方税財政に関する件ということで質問をさせていただきたいと思います。

連してお伺いたしたいんですけれども、私は新潟県の議員でありますので、二年半前のあの新潟県中越大地震のときに、地元の自治体の一人として本当に大変な思いをいたしました。そのときに特別交付税を配分していただいた。実は、私たち民主党の方からは、被災者生活再建支援法の改正及び再建支援の拡充ということについて、随分国会の中でも議論をさせていただいてまいりました。ところが、これは政府・与党の方から賛同が得られませんで、私たちが求めております内容にはまだなっておりません。

何を申し上げたいかと申しますと、結局、被災した方々の生活復旧というのは、お金の出どころがどこであれ、それはしっかりとといかなればならないわけですから、自治体が別の形で持ち出して再建支援をしているということは今までに何度もあつたわけです。新潟県でも基金をつくりまして、そこから生活再建への支援というのを行ってきたということがございました。

今回の能登半島の地震で、特別交付税の扱いはどうな見込みになるのか。通常でいいますと十二月の交付ということになるのかと思うんですけども、繰り上げ交付というのがあり得るのかどうか。また、生活再建支援法の改正が十分でないという現状を踏まえて、そこに配慮して行うべきではないかと考えますけれども、御見解を伺います。

○菅国務大臣 災害によって生じた特別な財政需要に係る特別交付税についてでありますけれども、被害の状況や復興事業に要する経費などを基礎として算定し、交付をすることにいたしております。

今回の能登半島地震につきましては、三月二十五日に発生しているため、今後、このような算定の基礎となる数値を確定した上で、十九年度の十二月分で対応するということになります。

しかし、被災をした地方公共団体においては、応急対策とかあるいは復旧対策など、相当の財政負担が生じるものと考えております。特別交付

税のみならず、地方債あるいは普通交付税を含め適切に地方財政措置を講じ、その財政運営に支障が生ずることのないように、これは私どもとしては対処していくべきだというふうに思います。なお、当面の資金需要でありますけれども、被災団体においての資金繰りの状況などを十分お聞きし、これは前向きに取り組んでいきたい。

○西村(智)委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本題の法案関連の方に移つていただきたいと思うんですけれども、本会議で代表質問をさせていただきました。非常に紋切り型の答弁で、とても私としては不満な点が多くたんですけど、審議が十分なされないうちに法案がこの衆議院を通過してしまった、また参議院で成立したということは大変残念です。この審議は本来法案成立前にここでしっかりと行いたかったということをまず申し上げたいと思います。

その上で、お伺いしたいんですけれども、先ほど逢坂委員の質問にもありました「頑張る地方応援プログラム」についてであります。

これは何度説明を伺つても、私もよくわかりません。何がわからないかといいますと、地方交付税の本来の性質とかけ離れたところでこれが運用されようとしているのではないかということです。あるいは、交付税の割り増し算定の基準が極めてあいまいで、お話を伺いましたと、これは答弁の中でもありましたが、七月の普通交付税の決定までに検討していくべきだそうでありますけれども、実際にもういろいろところで、政務官なり副大臣なり大臣が頑張る地方応援懇談会というのをやられて、恐らく自治体がは検討に入っているということだと思いますね。

検討に入っているこの時期においてまだ算定基準がはつきりしないということでは、なおさら地元方行政というものが混乱してくるのではないか、そういう思いがあります。頑張りたくても頑張れない、どういう頑張り方をしたらいいのかわからぬ、こういった懸念があると思いますので、で

きる限りそれを払拭するような御答弁をきこうはいただきたいと思いまして、幾つか質問させていただきたいと思っております。

まず、本会議での代表質問の答弁から振り返りますと、算定基準について菅大臣からこのように答弁をいただいております。「頑張る地方応援プログラムの交付税の支援措置として、全国的かつ客観的な指標が全國標準以上に向上した地方公共団体に対して、その程度に応じ、交付税の割り増し算定を行います。」こういうことであります。

まず一点目、この辺は先ほどの逢坂委員の質問と重なってしまう部分かもしれません、特定分野の預張りを地方に求めるということは、これはやはり地方交付税ではなく、補助金という性格が非常に強くなっているのではないか、こういうふうに考えるんですけども、大臣、この点についてはいかがお考えですか。

○菅国務大臣 先ほども申し上げましたけれど

も、交付税というのは、義務教育などか福祉だとか、そういうもともと義務的な経費と、過疎地とかあるいは行政改革のインセンティブな算定、これも政策課題私は二つあるというふうに思っていますので、そういう意味で、この「頑張る地方応援プログラム」というのは、全国的魅力ある町をつくってもらう、全国的なそうした政策課題ということで考えていましたし、また交付税も、その使途というのを特定されないものでありますから、私は補助金ではないと思いますし、ぜひ政策課題であるというふうに御理解いただきたいと思います。

○西村(智)委員 そこの辺は私は納得できない、

何度も説明をお伺いしても理解できない点であることを申し上げたいと思います。

そこで、先ほどの本会議での答弁に戻ります

が、大臣が、全國標準以上に向上した地方公共団

体に対して割り増し算定を行う、こういうふうに答弁をされておりますが、全國標準以上に向上す

るというのはどういう状況を意味するのでしょうか。これは読解力の問題なのかもしれませんけれど

か。

○西村(智)委員 今の行革インセンティブの話

で、三年前の数値と比較してというお話をあります

けれども、つまりは、「頑張る地方応援プログラム」を開始したときの全国標準よりも向上した、そういうふうに御ただきたいと思っております。

まず、本会議での代表質問の答弁から振り返りますと、算定基準について菅大臣からこのように答弁をいただいております。「頑張る地方応援プロ

グラムの交付税の支援措置として、全国的かつ

客観的な指標が全國標準以上に向上した地方公共

団体に対して、その程度に応じ、交付税の割り増

し算定を行います。」こういうことであります。

まず一点目、この辺は先ほどの逢坂委員の質問

と重なってしまう部分かもしれません、特定分

野の預張りを地方に求めるということは、これは

やはり地方交付税ではなく、補助金という性格

が非常に強くなっているのではないか、こういう

ふうに考えるんですけども、大臣、この点につ

いてはいかがお考えですか。

○菅国務大臣 先ほども申し上げましたけれど

も、交付税というのは、義務教育などか福祉だと

か、そういうもともと義務的な経費と、過疎地だ

とかあるいは行政改革のインセンティブな算定、

これも政策課題私は二つあるというふうに思つ

ていますので、そういう意味で、この「頑張る地

方応援プログラム」というのは、全国的魅力ある

町をつくってもらう、全国的なそうした政策課題

ということで考えていましたし、また交付税も、そ

の使途というのを特定されないものでありますか

が、何度も説明をお伺いしても理解できない点であることを申し上げたいと思います。

○西村(智)委員 そこの辺は私は納得できない、

何度も説明をお伺いしても理解できない点であることを申し上げたいと思います。

そこで、先ほどの本会議での答弁に戻ります

が、大臣が、全國標準以上に向上した地方公共団

体に対して割り増し算定を行う、こういうふうに答弁をされておりますが、全國標準以上に向上す

るというのはどういう状況を意味するのでしょうか。これは読解力の問題なのかもしれませんけれど

か。

○西村(智)委員 今の行革インセンティブの話

で、三年前の数値と比較してというお話をあります

○西村(智)委員 まだ何も決まっていないという

ことですね。そういたしますと、地方自治体は何

を判断基準にこのプログラムの検討に入つたら

いか、これは雲をつかむよくな話だと思います。

続いて、またこの「頑張る地方応援プログラム」

の向上率が他の自治体と比べて高い、こういうこ

とを意味しているのか、この点について具体的に

御説明いただけませんか。

○岡本政府参考人 今委員御指摘のものにつきま

して、これも先ほど答弁させていただきました

が、具体的な算定は七月の算定までにやるわけでございますが、これまで、十七年から行革インセ

ンティブでやつておりますものが一つの参考にな

ると思いますので、その例を具体的にお示しを

させていただきたいと思います。

例え、行革インセンティブ等では、人件費、

物件費等、そういう経費のいわば増減率といった

ものに着目をいたしまして、インセンティブ算

定、その努力の算定の反映をさせていただいてお

ります。

その場合のやり方といったましては、人件費、

物件費等の特定の経費の過去三年間の歳出削減率

が、全国平均ですと、例えば十八年の場合は〇・

四〇六%ということでございましたので、この率

と当該団体の過去三年間の平均の削減率を比べる

という形でその割り増しをするという形をやらせ

ていただいております。

○西村(智)委員 ということは、プログラム開始

時の全国標準よりも向上したということだとい

うふうに理解してよろしいんでしょうか。もう一回

御答弁いただければと思います。

○岡本政府参考人 全国の平均した、例えば人件

費なら人件費を削減した率が、仮に、今〇・四と

申し上げましたが、〇・四%減らしたということ

で、例えはある団体は三ヵ年平均で〇・五%減ら

したという場合には、その〇・五%減らしたとい

うことに着目して、それを反映する。〇・四%の削

減率を上回っているということに着目するという

ことでございます。

○西村(智)委員 今の行革インセンティブの話

で、三年前の数値と比較してというお話をあります

○西村(智)委員 まだ何も決まっていないという

ことですね。そういたしますと、地方自治体は何

を判断基準にこのプログラムの検討に入つたら

いか、これは雲をつかむよくな話だと思います。

続いて、またこの「頑張る地方応援プログラム」

の関係でお伺いいたしたいんですが仮に算定基

準ができ上がって割り増し算定が行われた、とこ

ろが、自分たちの自治体は、本当に総務省の算定

基準を見ながら頑張った、努力したのに、交付税

の割り増し分が余りにも少なくて、頑張りに対し

て見合つていられないじゃないか、こういう声が出

ただ、いろいろな努力が各地方団体、例えば行

革の努力もそうでございましょうし、それからい

るいろいろな環境対策、ごみの削減等のいろいろな対

策を講じていらっしゃいますけれども、その成果

といったものを比較するという場合に、行革の場

合は、三年ぐらいの努力が、三年がたつとき

やつと反映されてくるのではないかということか

が、三年という変化率を一定着目したわけござ

いましたので、これから十九年度にやるものが必ず

皆三年ということではございませんが、三年とい

うのは一つの基準であろうかと思ひます。

○西村(智)委員 そうしますと、例えばごみ処理

量などというのも三年を一つの基準として判断す

ることになるんでしょうか。ごみの処理量だけ十

年前とか二十年前と比較するとかいうことはない

ということでおよしいんでしょうか。

○岡本政府参考人 ごみの処理量の比較を何年前

とするかということについてはまだ決めておりま

せんので、十年前とするかしないかというような

お答えはできませんが、今申し上げましたよう

に、それぞれの指標に応じて、一定の努力といっ

たものが出てくる一定の期間があろうと思います

し、また、そういうことについて、各地方団体に

いろいろ御意見があろうと思いますので、現

在、各県単位でやつております地方との意見交換

会等を踏まえながら、今後の委員御指摘の期間と

いった問題についても検討してまいりたいという

ふうに考えております。

○西村(智)委員 まだ何も決まっていないという

ことですね。そういたしますと、地方自治体は何

を判断基準にこのプログラムの検討に入つたら

いか、これは雲をつかむよくな話だと思います。

続いて、またこの「頑張る地方応援プログラム」

の関係でお伺いいたしたいんですが仮に算定基

準ができ上がって割り増し算定が行われた、とこ

ろが、自分たちの自治体は、本当に総務省の算定

基準を見ながら頑張った、努力したのに、交付税

の割り増し分が余りにも少なくて、頑張りに対し

て見合つていられないじゃないか、こういう声が出

ただ、いろいろな努力が各地方団体、例えば行

革の努力もそうでございましょうし、それからい

るいろいろな環境対策、ごみの削減等のいろいろな対

策を講じていらっしゃいますけれども、その成果

といったものを比較するという場合に、行革の場

合は、三年ぐらいの努力が、三年がたつとき

やつと反映されてくるのではないかということか

が、三年という変化率を一定着目したわけござ

いましたので、これから十九年度にやるものが必ず

皆三年ということではございませんが、三年とい

うのは一つの基準であろうかと思ひます。

○西村(智)委員 そうしますと、例えばごみ処理

量などというのも三年を一つの基準として判断す

ることになるんでしょうか。ごみの処理量だけ十

年前とか二十年前と比較するとかいうことはない

ということでおよしいんでしょうか。

○岡本政府参考人 ごみの処理量の比較を何年前

とするかということについてはまだ決めておりま

せんので、十年前とするかしないかというような

お答えはできませんが、今申し上げましたよう

に、それぞれの指標に応じて、一定の努力といっ

たものが出てくる一定の期間があろうと思います

し、また、そういうことについて、各地方団体に

いろいろ御意見があろうと思いますので、現

在、各県単位でやつております地方との意見交換

会等を踏まえながら、今後の委員御指摘の期間と

いった問題についても検討してまいりたいという

ふうに考えております。

○西村(智)委員 随分しつこく聞いているような

気がしますけれども、ここは大事なところだと思います

うんです。

それで、例えば条件不利地域と言われていると

ことですね。そういたしますと、地方自治体は何

を判断基準にこのプログラムの検討に入つたら

いか、これは雲をつかむよくな話だと思います。

続いて、またこの「頑張る地方応援プログラム」

の関係でお伺いいたしたいんですが仮に算定基

準ができ上がって割り増し算定が行われた、とこ

ろが、自分たちの自治体は、本当に総務省の算定

基準を見ながら頑張った、努力したのに、交付税

の割り増し分が余りにも少なくて、頑張りに対し

て見合つていられないじゃないか、こういう声が出

ただ、いろいろな努力が各地方団体、例えば行

革の努力もそうでございましょうし、それからい

るいろいろな環境対策、ごみの削減等のいろいろな対

策を講じていらっしゃいますけれども、その成果

といったものを比較するという場合に、行革の場

合は、三年ぐらいの努力が、三年がたつとき

やつと反映されてくるのではないかということか

が、三年という変化率を一定着目したわけござ

いましたので、これから十九年度にやるものが必ず

皆三年ということではございませんが、三年とい

うのは一つの基準であろうかと思ひます。

○西村(智)委員 そうしますと、例えばごみ処理

量などというのも三年を一つの基準として判断す

ることになるんでしょうか。ごみの処理量だけ十

年前とか二十年前と比較するとかいうことはない

ということでおよしいんでしょうか。

○岡本政府参考人 ごみの処理量の比較を何年前

とするかということについてはまだ決めておりま

せんので、十年前とするかしないかというような

お答えはできませんが、今申し上げましたよう

に、それぞれの指標に応じて、一定の努力といっ

たものが出てくる一定の期間があろうと思います

し、また、そういうことについて、各地方団体に

いろいろ御意見があろうと思いますので、現

在、各県単位でやつております地方との意見交換

会等を踏まえながら、今後の委員御指摘の期間と

いった問題についても検討してまいりたいという

ふうに考えております。

○西村(智)委員 随分しつこく聞いているような

気がしますけれども、ここは大事なところだと思います

うんです。

それで、例えば条件不利地域と言われていると

ことですね。そういたしますと、地方自治体は何

を判断基準にこのプログラムの検討に入つたら

いか、これは雲をつかむよくな話だと思います。

続いて、またこの「頑張る地方応援プログラム」

の関係でお伺いいたしたいんですが仮に算定基

準ができ上がって割り増し算定が行われた、とこ

ろが、自分たちの自治体は、本当に総務省の算定

基準を見ながら頑張った、努力したのに、交付税

の割り増し分が余りにも少なくて、頑張りに対し

て見合つていられないじゃないか、こういう声が出

ただ、いろいろな努力が各地方団体、例えば行

革の努力もそうでございましょうし、それからい

るいろいろな環境対策、ごみの削減等のいろいろな対

策を講じていらっしゃいますけれども、その成果

といったものを比較するという場合に、行革の場

合は、三年ぐらいの努力が、三年がたつとき

やつと反映されてくるのではないかということか

が、三年という変化率を一定着目したわけござ

いましたので、これから十九年度にやるものが必ず

皆三年ということではございませんが、三年とい

うのは一つの基準であろうかと思ひます。

○西村(智)委員 そうしますと、例えばごみ処理

量などというのも三年を一つの基準として判断す

ころですね。これは「頑張る地方応援プログラム」の説明資料の中ではいたいんだすけれども、条件不利地域など地域の状況に配慮して、その成果指標の算定に当たる、こういうふうに書かれているわけなんですかね。この条件不利地域といふのは、どういう地域を指すのでしょうか。

つまり、容易に想像できるのは、この九個挙がっている指標が、それほど頑張らなくても結果が出る自治体がある一方で、頑張ってもなかなかこういった数値にあらわれてこずに成果が出せない、結果が出せない、そういう自治体が恐らく出てくるということは想像できるわけなんです。

ここで、成果指標の算定に当たっては、条件不利地域など地域の事情に配慮するということなんですね。けれども、この条件不利地域といふのはどういう地域か、またその地域の状況といふのはどういった要素を含むのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

例えば交通機関の整備状況などは含まれるのか、あるいは気候、雪が降る地域、降らない地域、こういったところがこの地域の状況といふ要素に含まれてくるのか、このあたりについてはどういうことになるのでしょうか。

○岡本政府参考人 それぞれ地域の置かれた状況はさまざまでござりますので、そのすべてを個別に反映するということはできないわけでございましょうが、一般的に申し上げれば、地方団体の規模や財政力、それから今委員御指摘のような地理的な条件、社会資本の整備水準、あるいは産業構造等によつて、成果を上げるといったような、いわばそのベースの条件がそれぞれ異なるということにならうかと思います。

例えば、今回の九つの指標の中にあります転入者人口であります、そういうやうなものを、今申し上げましたような条件で、例えば幾つかのゲルーピングをした中で平均をとつて区別をすると、いったようなやり方もありますし、また、先ほど来引用させていただいておりますが、これまでやつてまいりました行革インセンティブ

算定では、例えば、財政力指数が全国平均未満、あるいは一次産業就業者比率が全国平均を超えるような市町村といったものにつきましては、一般的な算定と別に、条件不利の地域の市町村として算定を行つてあるという実績はございます。

○西村(智)委員 今の御答弁ですと、九つの指標ごとに条件不利地域といふのを、地域の状況の要素として設定するよう考えるという御答弁である

というふうに受けとめました。大臣、御感想も含めて、大臣御自身のお考えを伺いたいと思うんですけれども、この九つの指標の中で、例えば農業産出額ですか製品の出荷額、こういったところは、いわゆる過疎地域の自治体はどれだけ頑張つても恐らく非常に厳しいんだろうというふうに思います。

ただ、最近は、例えば団塊の世代が退職した後に中山間地の方に行つて農業なりなんなりやってみたまど、炭焼きをやつてみたいという人たちも少しずつではありますけれども出でています。ですので、そういった転入者人口がふえるということは、これは過疎地域などにおいても恐らく可能なことなんだと思います。

さて、そこで、これは比較の問題なんですかね。私が考えたのは、例えば人口千人の村が一人だけ転入者が入ってきた、これは千分の一ですのでも、非常に比率としては大きいことになると思うけれども、大臣御自身は、直観としてどんなふうにお考へでしようか。

私が考えたのは、例えば人口千人の村が一人だけ転入者が入ってきた、これは千分の一ですのでも、非常に比率としては大きいことになると思うけれども、大臣御自身は、直観としてどんなふうにお考へでしようか。

私が考えたのは、例えば人口千人の村が一人だけ転入者が入ってきた、これは千分の一ですのでも、非常に比率としては大きいことになると思うけれども、大臣御自身は、直観としてどんなふうにお考へでしようか。

決まっていないのかなという話がありましたが、そもそも、地方の皆さんのが声というのもできるだけ転入者が入ってきた、これは千分の一ですのでも、少なくとも、できる限りそうしたものを探さなければ指標として採用したい。先ほどまだ決まっていないのかなという話がありましたが、そもそも、地方の皆さんのが声というのもできるだけ転入者が入ってきた、これは千分の一ですのでも、少なくとも、できる限りそうしたものを探さなければ指標として採用したい。先ほどまだ決まっていないのかなという話がありましたが、そもそも、地方の皆さんのが声というのもできるだけ転入者が入ってきた、これは千分の一ですのでも、少なくとも、できる限りそうしたものを探さなければ指標として採用したい。先ほどまだ決まっていないのかなという話がありましたが、そもそも、地方の皆さんのが声というのもできるだけ転入者が入ってきた、これは千分の一ですのでも、少なくとも、できる限りそうしたものを探さなければ指標として採用したい。先ほどまだ決まっていないのかなという話がありましたが、そもそも、地方の皆さんのが声というのもできるだけ転入者が入ってきた、これは千分の一ですのでも、少なくとも、できる限りそうしたものを探さなければ指標として採用したい。先ほどまだ決まっていないのかなという話がありましたが、そもそも、地方の皆さんのが声というのもできるだけ転入者が入ってきた、これは千分の一ですのでも、少なくとも、できる限りそうの

○西村(智)委員 できるだけ早くというのは私も同じでありますけれども、ただ、地方に行つて、そこでも、基本はその九つでありますけれども、それが、副大臣や政務官と私がそれぞれ出向いていく中で、要望をできる限りということで、七月ぐらいいになるという話をさせていただきました。でも、基本はその九つでありますけれども、そこの、副大臣や政務官と私がそれぞれ出向いていく中で、要望をできる限りということで、七月ぐらいいになるという話をさせていただきました。

でも、基本はその九つでありますけれども、そこの、副大臣や政務官と私がそれぞれ出向いていく中で、要望をできる限りということで、七月ぐらいいになるという話をさせていただきました。

○西村(智)委員 できるだけ早くというのは私も同じでありますけれども、ただ、地方に行つて、そこでも、基本はその九つでありますけれども、そこの、副大臣や政務官と私がそれぞれ出向いていく中で、要望をできる限りということで、七月ぐらいいになるという話をさせていただきました。

でも、基本はその九つでありますけれども、そこの、副大臣や政務官と私がそれぞれ出向いていく中で、要望をできる限りということで、七月ぐらいいになるという話をさせていただきました。

○西村(智)委員 これでこの項は終わりますけれども、念のため申し上げますと、私たち民主党は、「頑張る地方応援プログラム」そのものには、交付税でやるということには反対なんです。です

が、やられる以上はしっかりといいものとして機能していっていただきたいと思つておりますので、これも機会があればまた後ほど質問させていただきたいと思っております。

次に、地方債の計画について伺いたい。

地方債の問題でありますけれども、今度、公営企業金融公庫が廃止をされまして、地方公営企業等金融機構法案、これが近々に提案をされるんだろうというふうに思つておりますけれども、やはり地方債計画がこの間ずっと減額が続いている。新年度も、退職手当債が三千三百億円ふえる中ではあるんですけれども、前年度比で一兆四千億円の減額となつていて。同時に、非常に民間資金へのシフトが進んでいる。同時に、非常に民間資金へ考えましたり、あるいは郵政民営化で地方債資金の引き受けが廃止されまして、公営企業金融公庫も二〇〇八年に廃止される。ますます民間資金へのシフトは進んでいくんだろうというふうに考えております。

応じた地方税財源の充実確保のため、地方に対する国への負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方との税源配分の財政上の措置のあり方にについて検討して勧告を行う、こういう中身になっているわけであります。

内閣府といたしましては、この推進委員会の議論の方向づけを政府として行うお考えがありやなうことなのか。あるいは、今総務大臣が答弁されたような、いろいろな財政上の措置のあり方についての検討項目というのはあるわけでありますけれども、そのことについて一定の何か方向づけといふのは行うのか。どうでしようか。

○大村副大臣 ただいま委員も御指摘のとおり、きょうの衆議院の本会議で、地方分権改革推進委員会の委員につきまして、衆議院の方は御同意をいただきまして、この後、参議院の方でお詣りをするということになるわけでございます。

そこで、今委員御指摘のように、この地方分権改革推進法に基づきまして、さまざまなる論点がござります。そうしたものに積極的に私どもは取り組んでまいりたいというふうに思つておりますが、まず趣旨を申し上げますと、地方分権というのは安倍内閣の最重要の課題であるというふうに思つております。安倍総理みずから、地方の活力なくして国の活力はないということを申し上げておるわけでございまして、そういう意味で、やる気のある地方がさまざまな行政分野で自由に独自の施策を展開し、魅力あるそれぞれの地域をつくることが重要であるというふうに考えております。

地方分権改革推進委員会では、地方分権改革推進法に基づきまして、新分権一括法案の三年以内の国会提出に向けまして、國と地方の役割分担でありますとか國の関与のあり方の見直しを行う、その上で、交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めていく、こういうことにいた

しているわけでございます。

そういう意味で、そういう柱立てはあるというところでございまして、今回御同意をいただきますと、委員の先生方でこの柱立ての中でしっかりと御議論をいたしまして、あくまでも新分権一括法案の三年以内の国会への提出ということに向かまして取り組みを進めていかなければというふうに思つております。

○西村(智)委員 柱だけ立つて、三年たつても柱だけということになりませんか。

方向づけを行わない、今のはそういう答弁です。

○大村副大臣 今申し上げましたように、そ

いつた方針を踏まえまして、三年以内に、これはもう総理が今国会の冒頭の施政方針演説でも、三年以内にこの新分権一括法案を国会提出するんだ

で、政府を挙げてこれに向けて取り組んでまいり

ます。しかし、法改正もありま

す。

○西村(智)委員 この分権の特命大臣は衆議院

議員であります。ここで本当は特命大臣として

の御意見を伺いたいと思っております。

菅総務大臣としてはどうお考えですか。やはり

きちんと方向づけをしてほしい、やつしていくべき

じゃないかと私は思います。先ほど、地方共有税についても推進委員会の中で議論されていくので

はないかという御答弁がありましたが、大臣はどうお考えですか。

○菅国務大臣 総務大臣としては、ここでもいろ

いろな議論がありましたが、やはり國と地方の役割

を明確に分担して、國から地方へ権限と財源と税

源を移譲する、そういう形の中でしっかりと議論をいたしましたので、これまで監査機能の充実強化ということは方々から指摘されていましたけれども、大臣、いかがでしょうか。○藤井政府参考人 まず、委員御指摘のとおり、昨年、制度改正したところでございますので、私どもとしては、やはりまずそういう制度の運営をきちっとやつていただくということがまず大事だと思っております。ただ、近年、ますます監査機能の充実強化ということは方々から指摘されていところでござりますし、私どももその重要性は認識しているところでございます。

今後も、必要に応じて、いろいろ制度の見直しが必要であるということであれば見直していく必要があると思っていますが、たまたま今国会に提出中の地方公共団体の財政健全化に関する法律案においても監査委員が、地方公共団体の赤字や出資法人も含めた負債に関する健全化

の上で首長に意見を述べるというふうに、いろいろ監査委員の活用ということも工夫しているところでございますので、先生の御意見は受けとめながら、今後とも検討してまいりたいと思つております。

○菅国務大臣 私もこの監査制度というのは極めて重要視いたしますので、しっかりとできます。

○西村(智)委員 その点についてはありがとうございます。

先ほどの話に戻りますけれども、分権推進委員会、これは第二期分権改革を進めていく上で極めて重要な位置づけだと思います。ただ、これが本当に内閣府に設置、内閣府の仕事としてやられるべきことなのかどうかというふうには考えております。

このところ、何でもかんでも内閣府、担当命大臣などというものが随分量産されておるようになりますけれども、やはり分権というは自治体と深くかかわっている総務大臣のもとでやられるべきだらうというふうに考えております。

命大臣などというものが随分量産されておるようになりますけれども、やはり分権というは自治体と深くかかわっている総務大臣のもとでやられるべきだらうというふうに考えておりますので、そういう意見になるかもしませんが、私たちと一緒にしましては、やはりここでしっかりと議論をして方向づけをしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ大臣のリーダーシップで進めていますようにお願いをいたしまして、時間になりましたので、これで質問を終わります。道州制の担当にはわざわざ来ていただいたのに伺えませんで、申しわけありません。

ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、吉井英勝君。

最初に政府参考人に伺いますが、三月二日に、新型交付税の導入に伴う基準財政需要額の変動額の試算を発表していますね。新型交付税で、小さな市とか町村は交付税が減らされるのではないか

という危惧をしていたわけですが、もともと現行

の基準財政需要額との間に大きな差を生じさせないということを前提としての試算であったことから、試算結果そのものは、当然といえば当然のものが出ているというふうに思うわけです。問題は、今回の新型交付税が自治体の財政需要を的確に算定するものになるかどうかということです。

そこで聞きますが、測定単位や単位費用の条文が、従来の交付税、個別算定経費と、それ以外の経費、新型交付税ということで別建てになつてゐるわけですが、これは性格は違うものになつてゐるのかどうか、伺います。

○岡本政府参考人 基準財政需要額は、それぞれの測定単位の数値に単位費用を乗じて得た額を合算して算定して得られるものでございます。

測定単位につきましては、交付税法二条五号におきまして、地方行政の種類ごとに設け、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するため用いるものというふうに定義をされております。この規定は、従来の算定項目でございます改正後の個別算定経費と、いわゆる新型交付税としての個別算定経費以外の経費と共に共通する規定でござりますので、その概念は従来の算定項目と新型交付税とで違ひはないものでございます。

○吉井委員 性格に違ひがないということですね。

測定単位の規定は、今もお話をありましたが地方交付税法第二条で、そこで書かれている測定単位については、これは今のお話ありました法で、測定単位については、逐条解説にも紹介されていますように、当該行政項目の財政需要を的確に捕捉できるもの、だから、つまり測定しようという財政需要との間に高い相関関係があること、もう一つは、その数値が客観的なものであること、できれば指定統計など公信力ある資料に基づいて算定できる、こういう二つの条件を同時に満たすものでなければならぬ、これがこれまでの測定單

位についての規定だと思います。

ですから、この二つの要件を同時に満たさなければならないという点は、今お話をあつたのも、この立場で臨むわけですね。

○岡本政府参考人 測定単位につきましては、先ほど申し上げましたように、法律の二条五号に書いてございましたように、行政の種類ごとに一定の単位を設けまして、この種類ごとに財政需要を測定するにふさわしいものを算定するということにいたしております。このことは、先ほども申し上げさせていただきましたように、個別算定経費それから今回の中新型交付税といったものについて共通のものであるというふうに考えております。

○吉井委員 今の測定単位というのは第二条の第六号ですね。それで、第六号の測定単位の意義について、これは地方交付税法の逐条解説できちっと説明されておりますが、その一つが当該行政項目の財政需要を的確に捕捉できるもの、もう一つがその数値が客観的なもの、できれば指定統計など公信力のある資料に基づいて算定できる、この二つの条件を満たすものということを言つていますね。

○岡本政府参考人 今回、新型測定単位につきまして、従来から、例えば市町村の小学校費でありますと、その学校の規模と相関関係が高いといふ意味での学級数を測定単位としてまいりました。そこで、要するに、新型交付税の測定単位はこの二つの要件を満たしているのかどうか、ここを聞きたいと思うんです。

○吉井委員 測定単位につきまして、従来から、例え市町村の小学校費でありますと、その学校の規模と相関関係が高いといふ意味での学級数を測定単位としてまいりました。そこで、要するに、新型交付税の測定単位はこの二つの要件を満たしているのかどうか、ここを聞きたいと思うんです。

て、直接的な人口、面積といった測定単位を用いて、直接的な人口、面積といった測定単位を用いていない、例えば計画区域の人口でありますとか

学級数といったものをはじいただけでございまして、全体の約一五%にとどまっているということをございます。このように、今回、新型交付税に

ほど申し上げましたように、法律の二条五号に書いてございましたように、行政の種類ごとに一定の単位を設けまして、この種類ごとに財政需要を測定するにふさわしいものを算定するということにいたしております。このことは、先ほども申し上げさせていただきましたように、個別算定経費それから今回の中新型交付税といったものについて共通のものであるというふうに考えております。

○吉井委員 要するに、新型交付税の測定単位はこの二つの要件を満たしているんですかといふことを聞いています。この二つの要件を満たしているんですかといふことを聞いています。

○岡本政府参考人 測定単位につきましては、それぞれの財政需要を的確に捕捉できるかという観点からその測定単位を選定したものでございまして、先ほど申し上げましたように、投資的経費を中心とした今回の算定項目のものにつきましても、適切な測定単位ということで財政上は捕捉できるというふうに考えております。

○吉井委員 測定単位には、生徒の数とか農家の数とか警察の職員数とか、いろいろな測定単位があるわけですね。人口にしても、経費の種類によつては、面積、人口では財政需要を的確に算定できないものがある、だから、生徒の数とか農家の数、警察の職員数とか、人口にしても、六十五歳以上人口とか町村部の人口とか、いろいろな測定単位をとつてきたわけですね。面積もさつき言つたとおりです。

○吉井委員 簡単にできるんだつたら最初からやつておけるわけですね。要するに、経費の種類によつては、面積、人口では財政需要を的確に算定できないものがある、だから、生徒の数とか農家の数、警察の職員数とか、人口にしても、六十五歳以上人口とか町村部の人口とか、いろいろな測定単位をとつてきたわけですね。面積もさつき言つたとおりです。

○岡本政府参考人 今回の新型交付税の導入は、交付税がいわば複雑過ぎるのではないか、また交付税制度全体に対する信頼を確保する意味で、交付税の項目の簡素化を図ることで、項目数について約三割の縮減を図るという形で、いわば投資的経費を中心に行政単位の区分といったものを従来より大くくりにしていくこととされています。

○岡本政府参考人 今回の新型交付税の導入は、付税の項目の簡素化を図ることで、項目数について約三割の縮減を図るという形で、いわば投資的経費を中心に行政単位の区分といったものを従来より大くくりにしていくこととされています。

従来、今委員御指摘のように、例えば、農業行

回の新型交付税の導入につきましても、十八年度の算定とほとんど影響がない形で新たな方式の導入という制度設計に取り組むことができました。

また、そういうことを踏まえますと同時に、先ほど申し上げましたように、今回、新型交付税に

ほど申し上げましたように、過去から、新型交付税に使つてまいりましたが、それを測定単位として用いているものが大体九割程度あるということを踏まえまして、今回の基準財政需要額、新型交付税の算定につきましては、従来から移行します投資的経費につきましては、従来から人口と面積といったものを測定単位として用いているものが大体九割程度あるということを踏まえまして、今回、基準財政需要額、新型交付税の算定につきましては、従来から需要を捕捉しているというふうに考えております。

○吉井委員 要するに、新型交付税の測定単位はこの二つの要件を満たしているんですかといふことを聞いています。この二つの要件を満たしているんですかといふことを聞いています。

○岡本政府参考人 測定単位につきましては、それぞれの財政需要を的確に捕捉できるかという観点からその測定単位を選定したものでございまして、先ほど申し上げましたように、投資的経費を中心とした今回の算定項目のものにつきましても、適切な測定単位ということで財政上は捕捉できるというふうに考えております。

○吉井委員 測定単位には、生徒の数とか農家の数とか警察の職員数とか、いろいろな測定単位があるわけですね。人口にしても、経費の種類によつては、面積、人口では財政需要を的確に算定できないものがある、だから、生徒の数とか農家の数、警察の職員数とか、人口にしても、六十五歳以上人口とか町村部の人口とか、いろいろな測定単位をとつてきたわけですね。面積もさつき言つたとおりです。

○岡本政府参考人 今回の新型交付税の導入は、付税の項目の簡素化を図ることで、項目数について約三割の縮減を図るという形で、いわば投資的経費を中心に行政単位の区分といったものを従来より大くくりにしていくこととされています。

従来、今委員御指摘のように、例えば、農業行

たわけでございます。

また、このことによつて、十八年度の算定方法と比べまして大きな影響は生じていないといふとでございます。

○吉井委員 もともと大きな差を生じさせないという前提にして計算しているんだから、その試算がそうなるのは当たり前だと思うんです。

実は、二〇〇一年二月二十七日のこの委員会で、これはちょうど武正さんの質問のときです、総務省の自治財政局長は、「法令によって地方団体が負担を求められる経費というの、残念ながら人口や面積に比例するという保障はございません。」きつちりそういうふうに答弁したわけですね。

大臣は、所信表明で「人口と面積を基本とした簡素な算定を行う新型交付税を十九年度から導入します。」と言つたわけですが、大臣、こういう答弁が既に国会ではなされてきたんだということについては、事務方の方からは聞いておられましたか。

○菅国務大臣 開いてはいませんでしたけれども、そういう算定で今まで来たというふうには私は思つていません。

○吉井委員 これはもうちょっと丁寧に、このときの政府の答弁は、

個々の地方団体でその財政運営がやつていてけるかどうかというレベルで、具体的に各地方団体にどのくらいの影響が出るかといいますと、相

当大きな額になりまして、例えば私どもの方も人口・面積、一定の割合で計算しますと、全国の地方団体の数の半分以上は交付税減になつてしまふというような結果が出ております。

今回はもともと差が出ないように式を立てての試算なんですが、その後、

一方で、地方の歳出でございますけれども、義務教育でありますとか福祉あるいは公共事業といったような形で、国で法令や国庫補助負担金制度を通じまして地方団体の支出規模を実質的に決めておるという経費が大変多くございま

す。これらにつきましては、当然、国の責任に

おきまして財源保障をする必要があるわけでござります

ということにして、そして

法令によって地方団体が負担を求められる経費というの、残念ながら人口や面積に比例するという保障はございません。

これがそのときの答弁なんですが、要するに、人口、面積だけでは経費が的確に算定できない。

○菅国務大臣 今回のこの新型交付税は、人口と面積を基本として、その中でも国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野について導入するものでありますから、それは私はできるというふうに考えてます。

○吉井委員 いや、今言つてまいりましたように、法律上も、もともと逐条解説できつと見てきた内容と違うものにしていこうというふうに考えてます。

○吉井委員 以前武正さんへの答弁のときとも違つことを、あのときは、法令によって地方団体が負担を求められる経費というの、残念ながら人口や面積に比例するという保障はないとはつきり言つてきましたわけですよ。しかし、人口、面積でやろうというこ

となんです。これは、若干の段階補正なり特別補

正なり、仮にいろいろやるとしても、そういう補

正というの以前からやつてあるんですよ、この補正を行つても、人口や面積に測定単位をかえれば経費を的確に算定することはできないといふことですね。

○岡本政府参考人 従来からお答えさせていた

ておりますように、国の義務づけ等が行われてゐる分野につきましては、人口・面積等に単純に

財政需要が比例をしないといった分野が当然あるわけございまして、この分野につきまして、福

祉、教育などの一定の基準づけをしている数多くの事務事業につきましては、今回の改正後の交付

税法につきましても的確に財源保障をいたして

解を変えるということですか。そこは政府参考人にちょっと聞いておきましょう。

今回、新型交付税を導入いたしました分野につきましても、今度、人口と面積を基本とした算定法によつて財政需要を的確に捕捉できるというふうに考えております。

○吉井委員 これは、皆さんの先輩になる方がこそ言つてはりますね。

地方交付税は地方公共団体の固有・共有の財源であり、したがつて交付税配分の基礎となる各地方公共団体の財政需要額の算定方式は地方公共団体の納得と信頼が得られるものでなければならぬ。そのためには、各団体の標準的な考え方については、現在も変わつておりませ

ん。

今回導入をしようとした新型交付税は、国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野について導入するものでございまして、先ほどお答えをさせていただいておりますように、人口と面積という形で地方団体とも意見交換をしながらやつてしまつまして、また、十八年度と大きな影響が生じないような算定の方法といたしておりますので、このことによつて、この新たな方法を導入いたしました財政需要につきましても的確に捕捉できているというふうに考えております。

○吉井委員 今までには、人口・面積では残念ながらこれに比例するという保障はない、捕捉できな

いという立場だつたんですね。今度は、一定の割合の部分ですけれども人口・面積だけでやつていくというわけですから、それは、財政需要額はきちんと捕捉できるという考え方へ変わつたということですね。

○岡本政府参考人 従来からお答えさせていた

ことは、総務省の前身の自治省の財政局長だった持承さん、事務次官をやつた方ですね、「自治交付税が以て非なるものに変質したり、また、地方行財政の根幹をゆるがしたりという重大な結果を招来することにもなりかねない

ことは、この「新型交付税」問題は、扱い方いかんによつては、単に算定方式の変更にとどまらず、地方交付税が以て非なるものに変質したり、また、地方行財政の根幹をゆるがしたりという重大な

結果を招来することにもなりかねない

ことは、これは、総務省の前身の自治省の財政局長だった持承さん、事務次官をやつた方ですね、「自治交付税が以て非なるものに変質したり、また、地方行財政の根幹をゆるがしたりという重大な

結果を招来することにもなりかねない

ことは、このことによつて、この新たな方法を導入いたしました財政需要につきましても的確に捕捉できているというふうに指摘されているように、

これは、この「新型交付税」問題といふのはまさにそういう問題といふのはまさにそういう問題を持つてゐるんですよ。

新型交付税の需要額の割合が全体の一〇%程度だとということにしているんですけど、しかし、昨年五月十日の経済財政諮問会議の竹中さんの出した

分権改革工程表を読むと、新型交付税の割合を

「三年間で五兆円程度規模を目指す」とあるんです

ね。長期的には「新分権一括法に伴い割合を拡大」する所あります。が、設置が予定されている地方分

権改革推進委員会は国と地方の役割分担を審議する予定で、その方向性といふのは国の役割を縮小していくという方向。大臣も、国の関与を廃止縮小するということは国会でも何度か答弁してはる

るというわけございます。

今回、新型交付税を導入いたしました分野につきましても、今度、人口と面積を基本とした算定法によつて財政需要を的確に捕捉できるというふうに考えております。

○吉井委員 これは、皆さんの先輩になる方がこそ言つてはりますね。

地方交付税は地方公共団体の固有・共有の財源であり、したがつて交付税配分の基礎となる各地方公共団体の財政需要額の算定方式は地方公共団体の納得と信頼が得られるものでなければならぬ。そのためには、各団体の標準的な考え方については、現在も変わつておりませ

ん。

地方交付税は地方公共団体の固有・共有の財源であり、したがつて交付税配分の基礎となる各地方公共団体の財政需要額の算定方式は地方公共団体の納得と信頼が得られるものでなければならぬ。そのためには、各団体の標準的な考え方については、現在も変わつておりませ

2 前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(以下「算出率」という)を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する育児短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(以下「算出率」という)を

乗じて得た額」と、同法第六条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二条の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十五条の五から第十五条の七までの規定による地域手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

同条の次に次の二章及び章名を加える。

第六章 総則

第十条の見出しを「育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止」に改め、同条を第十五条とし、

(育児短時間勤務の承認)
第十二条 職員（常時勤務することを要しない職員、臨時に任用された職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する官職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日

次条	
、第二十条及び前条	手当を當る

第十三条第一項	職員	、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り、育児短時間勤務職員	児短時間勤務の内容に従つた勤務時間)	
第十三条第二項	公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り		
第六条第三項	職員	育児短時間勤務職員		
(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例)	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受けける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第二百九号)第八条第二項において「育児休業法」という。(第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする)	第十八条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の規定の適用に際しては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第六条第四項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額	
第八条第二項	金曜日までの五日間	については、月曜日から	については、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第六条第一項に規定する週休日以外の日	
勤務時間法第六条第二項	八時間の	勤務時間法第六条第二項ただし書	育児休業法第十二条第三項の規定により承認を受けた同条第一項に規定する育児短時間勤務の内容に従つた	

<p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)</p> <p>第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律</p> <p>(平成十二年法律第百二十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>第七条第二項</p> <p>決定する</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする</p> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第二十一条 職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p>(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)</p> <p>第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務を同一の勤員に、引き続き当該育児短時間勤務をしていた職員を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p> </td></tr> </table>	<p>第七条第二項</p> <p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第二十一条 職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。</p>	<p>(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)</p> <p>第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務を同一の勤員に、引き続き当該育児短時間勤務をしていた職員を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)</p> <p>第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律</p> <p>(平成十二年法律第百二十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>第七条第三項</p> <p>相当する額と</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と</p> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p>(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)</p> <p>第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務を同一の勤員に、引き続き当該育児短時間勤務をしていた職員を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p> </td></tr> </table>	<p>第七条第三項</p> <p>相当する額と</p>	<p>相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p>	<p>(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)</p> <p>第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務を同一の勤員に、引き続き当該育児短時間勤務をしていた職員を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p>
<p>第七条第二項</p> <p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする</p>								
<p>(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)</p> <p>第二十一条 職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。</p>	<p>(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)</p> <p>第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務を同一の勤員に、引き続き当該育児短時間勤務をしていた職員を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p>								
<p>第七条第三項</p> <p>相当する額と</p>	<p>相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と</p>								
<p>(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p>	<p>(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)</p> <p>第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務を同一の勤員に、引き続き当該育児短時間勤務をしていた職員を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p>								
<p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)</p> <p>第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律</p> <p>(平成十二年法律第百二十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>第六条の二</p> <p>とする</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>り、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十二条の五第三項の規定は、適用しない。</p> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p>り、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十二条の五第三項の規定は、適用しない。</p> </td></tr> </table>	<p>第六条の二</p> <p>とする</p>	<p>り、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十二条の五第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p>	<p>り、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十二条の五第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>り、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十二条の五第三項の規定は、適用しない。</p>				
<p>第六条の二</p> <p>とする</p>	<p>り、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十二条の五第三項の規定は、適用しない。</p>								
<p>(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p>	<p>り、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第八十二条の五第三項の規定は、適用しない。</p>								
<p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)</p> <p>第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律</p> <p>(平成十二年法律第百二十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>第六条の二</p> <p>とする</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。</p> </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p>の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。</p> </td></tr> </table>	<p>第六条の二</p> <p>とする</p>	<p>の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。</p>	<p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p>	<p>の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。</p>	<p>の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。</p>				
<p>第六条の二</p> <p>とする</p>	<p>の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。</p>								
<p>(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)</p> <p>第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用について</p> <p>育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。</p> <p>育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の二分の一に相当する月数」とする。</p> <p>育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。</p> <p>(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)</p> <p>第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところによ</p>	<p>の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。</p>								

第五条第一項	（任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の特例）	
第二十二条第一項	第二十五条 任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第二十三条第一項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第六条第一項及び第 二項、第七条第二 項、第十一条、第十 七条第一項第一号並 びに第二十三条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第七条の二の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改め、同条第一項中「昭和二十五年法律第九十五号」の下に「（給与法）」とし、「（一般職の職員の給与に関する法律）」を「（給与法）」に改め、同条第二項及び第三項中「（一般的な調整）」を「（必要な調整）」に改め、同条を第八条とする。	任期付短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第八条に見出しとして「（育児休業をした職員の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、号俸を調整する）」を「（必要な調整を行う）」に改め、同条を第九条とする。	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして「（号俸を調整する）」を「（必要な調整を行う）」に改め、同条を第九条とする。	附 則	附 則
第二条 この法律による改正後の国家公務員の育		

児休業等に関する法律(以下この条において「新法」という)第九条(新法第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、育児休業をした職員がこの法律の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「国家公務員法」を「再任用職員で国家公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に改める。

(国家公務員災害補償法の一一部改正)

第四条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書及び第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「及び部分休業」を「承認を受けて育児短時間勤務とした日及び育児時間」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改訂する。

第九条中「第四十四条の五第一項」を「第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された職員で同項」に、「職員(以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。)」を「もの」に、「再任用短時間勤務職員以外」を「同法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外」に改める。

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務

する職員の給与等に関する特例法の一部改正)
第六条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のよう改定する。
第七条 第一項第五号中「第七条の二、第八条及び第十一条」を「第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条まで」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるよう農林水産大臣が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の一部を次のように改定する。
第四十二条第九項中「第十三条」を「第二十七条第一項」に改める。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改定する。
第一百四十二条第一項の表第百十四条の二第二項の項中「第九条第一項」の下に「の部分休業」を

第九条 国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正	国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。
第七条の二中「第七条の二」を「第八条」に改める。	第七条の二中「第七条の二」を「第八条」に改める。
(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)	(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)
第十一条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。	第十一条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第六条の二中「第七条の二」を「第八条」に改める。	第六条の二中「第七条の二」を「第八条」に改める。
(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)	(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)
第九条第二項中「第十二条第一項に規定する部分休業」を「第二十六条第二項に規定する育児時間」に改める。	第九条第二項中「第十二条第一項に規定する部分休業」を「第二十六条第二項に規定する育児時間」に改める。
第十一条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。	第十一条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「第八十一条の五第一項」を「第八十二条の四第一項又は第八十二条の五第一項」に、一項の規定により採用された職員で同項に、「占める職員」を「占めるもの」に改める。(独立行政法人通則法の一部改正)	第五条第二項中「第八十一条の五第一項」を「第八十二条の四第一項又は第八十二条の五第一項」に、一項の規定により採用された職員で同項に、「占める職員」を「占めるもの」に改める。(独立行政法人通則法の一部改正)
第五十二条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。	第五十二条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三号)の一部を次のように改正する。
第四十九条第一項第六号中「第七条の二、第八条及び第十二条」を「第八条、第九条及び第十三条から第十九条まで及び第二十四条から第二十一条まで」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。	第四十九条第一項第六号中「第七条の二、第八条及び第十二条」を「第八条、第九条及び第十三条から第十九条まで及び第二十四条から第二十一条まで」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律	4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律

する法律第十二条第一項、第十五条及び第十二条の規定の適用については、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間に相当する時間から當たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間に相当する時間まで子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

人事院の国会及び内閣に対する平成十八年八月八日付けの意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
第一条の二「一日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下この項において同一」とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。
既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、これを設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
第一条の二「一日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下この項において同一」とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間勤務すること。
第一条の二「一日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下この項において同一」とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間勤務すること。

第一条の二「一日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下この項において同一」とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間勤務すること。

<p>間に限る。)の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。</p> <p>3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。</p>
<p>(育児短時間勤務の期間の延長)</p>
<p>第十一条 育児短時間勤務をしている職員(第十一条、第十四条及び第十八条第三項において「育児短時間勤務職員」という。)は、任命権者に對し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。</p>
<p>2 前条第一項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。</p>
<p>(育児短時間勤務の承認の失効等)</p>
<p>第十二条 第五条の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。</p>
<p>(育児短時間勤務職員の並立任用)</p>
<p>第十三条 一人の育児短時間勤務職員一週間当たりの勤務時間が育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間である者に限る。(以下この条において同じ。)が占める職には、他の一人の育児短時間勤務職員を任用することは、育児短時間勤務職員を任用することを妨げない。</p>
<p>(育児短時間勤務職員の給与等の取扱い)</p>
<p>第十四条 育児短時間勤務職員については、国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国家公務員の給与、勤務時間及び休暇の取扱いに基準として、給与、勤務時間及び休暇の取扱いに関する事項を基準とする。</p>
<p>(育児短時間勤務職員の退職手当の取扱い)</p>
<p>第十五条 育児短時間勤務をした職員についての退職手当の取扱い</p>
<p>(育児短時間勤務をした職員の退職手当について)</p>
<p>3 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員について、条例で定めるところにより、当該育児短時間勤務職員の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。</p>
<p>4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。</p>
<p>5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。</p>
<p>6 任命権者が第一項の規定により任期を定めて短時間勤務職員を採用する場合における地方公務員第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「非常勤職員」とあるのは「非常勤職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された短時間勤務職員を除く。)」とする。</p>
<p>7 任命権者が第一項又は第五項の規定により短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十八条の五第三項の規定は、適用しない。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条中「地方公務員等」とあるのは、「へき地教育振興法の一部改正」</p>

（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第五条 地方公務員等共済組合法の一部を次のよう
に改正する。

口 組合員と同一世帯に属する三親等内の
親族でに掲げる者以外のもの

第三十八条の二(第三項中)、国民健康保険法
第七十六条の四及び高齢者の医療の確保に関する法律第百十条及び「を」及びに改める。

第一百四条の二(第二項及び第一百四十二条第二
項の表第百十四条の二第二項の項中)「第九条第
一項の」を「第十条第一項又は第十九条第一項の
育児短時間勤務又は」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)
第六条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法
律第百二十一号)の一部を次のように改正す
る。

第二条第六項第三号中「受けて勤務しなかつ
た日」の下に「、承認を受けて育児短時間勤務を
した日」を加える。

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に
関する法律(平成十四年法律第四十八号))の
一部を次のように改正する。

第七条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採
用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)の
一部を次のように改正する。

(地方独立行政法人法の一部改正)
第八条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第
百八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第三号中「第六条の二、第
七条及び第九条」を「第七条、第八条、第十四
条、第十五条及び第十九条」に改め、同条第五
項中及び第五条第二項の「を」、第五条第二
項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに
第十八条第三項の「に、「とする」を」と、同法第
十条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の條
例」と、「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形
形」と、「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形

態)一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する
法律(平成六年法律第三十三号)第六条の規定の
適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態に
よつて勤務する職員以外の職員にあつては、第
五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職
員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一
を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たり

の通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間
までの範囲内の時間となるように地方独立行政
法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行
政法人の理事長が定める勤務の形態)と、同条
第二項及び同法第十七条中「条例」とあるのは
「設立団体の条例」と、同条中「第十三条から前
条まで」とあるのは「第十三条及び前条」と、同
法第十八条第三項中「条例」とあるのは「設立団
体の条例」とするに改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律の一部改正)
第九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の
整備等に関する法律(平成十七年法律第二百一号)
の一部を次のように改正する。

第五十条中「第三十九条第三項」を「第三十九
条第四項」に改める。

3 この法律において「大学等における修学」と
は、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)
第五十二条に規定する大学(当該大学に置かれ
る同法第五十七条に規定する専攻科及び同法第
六十二条に規定する大学院を含む。)の課程(同
法第六十八条の二第四項第二号の規定によりこ
れに相当する教育を行うものとして認められた
ものを含む。)又はこれに相当する外国の大学
(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学
してその課程を履修することをいう。

4 この法律において「国際貢献活動」とは、独立
行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力
機構法(平成十四年法律第百三十六号)第十三条
第一項第三号に基づき自ら行つ派遣業務の目的
となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉
仕活動を行うために必要な国内における訓練そ
の他の準備行為を含む。以下この項において同
じ。)その他の国際協力の促進に資する外国にお
ける奉仕活動のうち職員として参加することが
適当であると認められるものとして人事院規則
で定めるものに参加することをいう。

5 この法律において「自己啓発等休業」とは、職
員の自発的な大学等における修学又は国際貢献
活動のための休業をいう。

第一条 この法律は、国家公務員の請求に基づく
大学等における修学又は国際貢献活動のための
休業の制度を設けることにより、国家公務員に
自ら啓発及び国際協力の機会を提供することを
目的とする。

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案
第五条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律
の目的)
第七条及び第九条」を「第七条、第八条、第十四
条、第十五条及び第十九条」に改め、同条第五
項中及び第五条第二項の「を」と、第五条第二
項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに
第十八条第三項の「に、「とする」を」と、同法第
十条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の條
例」と、「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形
形」と、「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形

目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、第十条を
除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二
十号)第二条に規定する一般職に属する国家公
務員(常時勤務することを要しない職員、臨時
的に任用された職員その他的人事院規則で定め
る職員を除く。)をいう。

2 この法律において「任命権者」とは、国家公務
員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び
法律で別に定められた任命権者並びにその委任
を受けた者をいう。

3 この法律において「大学等における修学」と
は、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)
第五十二条に規定する大学(当該大学に置かれ
る同法第五十七条に規定する専攻科及び同法第
六十二条に規定する大学院を含む。)の課程(同
法第六十八条の二第四項第二号の規定によりこ
れに相当する教育を行うものとして認められた
ものを含む。)又はこれに相当する外国の大学
(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学
してその課程を履修することをいう。

4 この法律において「自己啓発等休業」とは、當該
休業をしようとする期間が前条第一項に
規定する休業の期間を超えない範囲内におい
て、延長をしようとする期間の末日を明らかに
して、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間
(自己啓発等休業の期間の延長)

5 この法律において「自己啓発等休業」とは、當該
休業をしようとする期間が前条第一項に
規定する休業の期間を超えない範囲内におい
て、延長をしようとする期間の末日を明らかに
して、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間
(自己啓発等休業の効果)

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事院規則
で定める特別の事情がある場合を除き、一回に
限るものとする。

3 前条第一項の規定は、自己啓発等休業の期間
の延長の承認について准用する。

4 この法律において「自己啓発等休業」とは、職員
が休職又は停職の処分を受けた場合は、その効力を失う。

5 この法律において「自己啓発等休業の承認の失効等
(自己啓発等休業の承認)

第三条 任命権者は、職員としての在職期間が二
年以上である職員が自己啓発等休業を請求した
場合において、公務の運営に支障がないと認め
るときは、当該請求をした職員の勤務成績、當
該請求に係る大学等における修学又は国際貢献
活動の内容その他の事情を考慮した上で、大学
等における修学のための休業にあつては二年
(大学等における修学の成果をあげるために特
に必要な場合として人事院規則で定める場合
は、三年)、国際貢献活動のための休業にあつ
ては三年を超えない範囲内の期間に限り、当該
職員が自己啓発等休業をすることを承認するこ
とができる。

2 前項の請求は、自己啓発等休業をしようとする
期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学
等における修学又は国際貢献活動の内容を明ら
かにしてしなければならない。

3 前項の請求は、自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己
啓発等休業をしてようとする期間が前条第一項に
規定する休業の期間を超えない範囲内におい
て、延長をしようとする期間の末日を明らかに
して、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間
(自己啓発等休業の期間の延長)

4 この法律において「自己啓発等休業」とは、當該
休業をしようとする期間が前条第一項に
規定する休業の期間を超えない範囲内におい
て、延長をしようとする期間の末日を明らかに
して、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間
(自己啓発等休業の効果)

2 自己啓発等休業をしている職員は、職員
としての身分を保有するが、職務に従事しな
い。

3 前条第一項の規定は、自己啓発等休業の期間
の延長の承認について准用する。

4 この法律において「自己啓発等休業」とは、職員
が休職又は停職の処分を受けた場合は、その効力を失う。

5 この法律において「自己啓発等休業の承認の失効等
(自己啓発等休業の承認)

第六条 自己啓発等休業の承認は、當該自己啓発
等休業をしている職員が休職又は停職の処分を
受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員

が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたことその他の人事院規則で定める事由に該当すると認めるとときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(職務復帰後における給与の調整)

第七条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内における他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第八条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第一百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号))」とあるのは「その月数」としては、現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二百五十九号))」の下に「並びに国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二百五十九号)」の一部を次のように改正する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)
第二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第五号	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律	第三条第一項
第十一條の表第三条第三項第四号の項の次に次のように加える。	第十二条において準用する同法第三条第一項	

(独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の一部改正)
第八条 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

人 事 院 の 国 会 及 び 内 閣 に 対 す る 平 成 十 八 年 八 月 八 日 付 け の 意 見 の 申 出 に かん がみ、一 般 職 の 国 家 公 務 員 に つ い て 自 発 的 な 大 学 等 に お け る 修 学 又 は 国 际 貢 献 活 动 の た め の 休 業 に 關 す る 制 度 を 設 け る と と も に、防衛省の職員に つ い て 同 様 の 措 置 を 講 ず る 必 要 が あ る。こ れ が、こ の 法 律 案 を 提 出 す る 理 由 あ る。

附 則 に 次 の 一 条 を 加 え る。
(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第十六条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第一項に次の二項を加える。

(人事院規則への委任)
第九条 この法律(前条及び次条を除く。)の実施

に 關 し 必 要 な 事 項 は、人 事 院 規 則 で 定 め る。

(防衛省の職員への準用)

第十条 この法律第二条第一項及び第二項を除く。の規定は、国家公務員法第二条第三項第

六号に掲げる防衛省の職員常時勤務することを要しない職員、臨時に任用された職員その他の政令で定める職員を除く。について準用す

る。この場合において、これらの規定中「人 事 院 規 則」とあるのは「政令」と、第三条第一項中「任命権者」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)」と、前条中「前条及び次条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

附 則

(日本郵政公社法の一部改正)

第五条 日本郵政公社法平成十四年法律第九十号の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項に次の二号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律平成十九年法律第二号)第五条第二項及び第七条の規定

(日本郵政公社法の一部改正)

第五条 日本郵政公社法平成十四年法律第九十号の一部を次のように改正する。

第七号の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項に次の一号を加える。

十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十九年法律第二号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

項及び第七条の規定

(独立行政法人通則法の一部改正)

第四条 独立行政法人通則法平成十一年法律第二百三号の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項に次の二号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律平成十九年法律第二号)第五条第二項及び第七条の規定

(日本郵政公社法の一部改正)

第五条 日本郵政公社法平成十四年法律第九十号の一部を次のように改正する。

第七号の一部を次の一号を加える。

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十九年法律第二号)第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間

十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十九年法律第二号)第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間

十一 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十九年法律第二号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

等に 關 す る 法 律 の 一 部 改 正

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に 關 す る 法 律(平成十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第九号」を「第十号」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第七条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした期間

十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

十一 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

十二 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

十三 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

十四 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

十五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

十六 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

十七 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

十八 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

十九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

二十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十八年法律第七十号)第五条第一項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

目次中「第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件(第二十四条—第二十六条の三)」を「第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件(第二十四条—第二十六条の三)」に改める。
 第二章第四節の次に次の二節を加える。

第四節の二 休業

(休業の種類)

第二十六条の四 職員の休業は、自己啓発等休業、育児休業及び大学院修学休業とする。
 2 育児休業及び大学院修学休業については、別に法律で定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第二十六条の五 任命権者は、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。)が申請した場合において、

公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修(大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。第五項において同じ。又は国際貢献活動(国際協力の促進に資する外国における奉仕活動(当該奉仕活動を行ふために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。第五項において同じ。)のための休業(以下この条において「自己啓発等休業」という。)をすることを承認することができる。

2 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
 4 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休

業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

5 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめしたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のようにより改正する。

第三条 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業を

している者としている者

準等に関する法律の一部改正)

第三条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業を

（地方公営企業法の一部改正）
 第四条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のようにより改正する。
 第三十九条第一項中「第二十六条の三まで」の下に「第二十六条の五第三項」を加える。

（地方独立行政法人法の一部改正）
 第五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)の一部を次のようにより改正する。
 第五十三条第一項第一号中「第二十六条の三まで」の下に「第二十六条の五第三項」を加え、同条第三項の表第二十七条第二項の項中「第二十七条第一項」を「第二十六条の五第一項、第五項及び第六項並びに第二十七条第二項」に改める。